

## 令和4年度 区長紹介

4月27日(水)に令和4年度の区長会議と区長会総会が行われました。区長会議では、新区長に委嘱状が交付されたほか、区長の勤続年数に応じて感謝状が贈られました。

また、区長会総会では、区長会の役員改選が行われ、会長に小川 安彦氏(上太田)、副会長に大島 文男氏(境林)、吉沢 正光氏(泉)、松岡 祥峰氏(後岡)の3人が就任しました。

問い合わせ/総務課 ☎(43)1113

### 【令和4年度区長】

	行政区名	氏名		行政区名	氏名		行政区名	氏名		行政区名	氏名
矢板地区	矢板一区	松本 育夫	矢板地区	塩田 和氣 敏章	泉地区	寺山 松平 宣秀	片岡地区	西乙畑 深井 雅晴	片岡地区	西乙畑 深井 雅晴	片岡地区
	矢板二区	高田 常雄		幸岡 大谷 昭二		高原 羽田 榮		つつじが丘 河尻 公樹		つつじが丘 河尻 公樹	
	矢板三区	小野崎郁夫		下太田 君島 道夫		立足 亀山 啓二		白栗 渡邊 哲男		白栗 渡邊 哲男	
	矢板四区	小平 英量		荒井 荒巻 正		平野 関谷 益広		上大槻 鈴木 恵一		上大槻 鈴木 恵一	
	矢板五区	秋葉 充		針生 関塚 利幸		下伊佐野 吹上 秀男		下大槻 山口 久		下大槻 山口 久	
	矢板六区	青山 敏之		土屋 平野 政夫		上伊佐野 格和 薫		石関 福田 佳幸		石関 福田 佳幸	
	末広町	高山 六男		中 太田 博		第一農場 今平 弥		玉田 齋藤 良蔵		玉田 齋藤 良蔵	
	富田	花塚 猛男		ピンシテ矢板 安田 幹雄		第二農場 和地 一夫		山苗代 佐藤 春夫		山苗代 佐藤 春夫	
	木幡東	印南 友雄		東町 高久 修		田野原 小林 良夫		片岡一区 関谷 健		片岡一区 関谷 健	
	木幡西	瀧本 宏夫		沢 大森 敬生		山田 高野 章一		片岡南 宮澤 昭夫		片岡南 宮澤 昭夫	
川崎反町	郷間 昭二	豊田 塚原 博実	通岡 市村 敏夫	片岡二区 富川 豊	片岡二区 富川 豊						
境林	大島 文男	成田 喜佐美光男	前岡 岡崎 正喜	片岡三区 江面 晃一	片岡三区 江面 晃一						
館ノ川	吉田 保雄	ハッピーハイランド矢板 山内 守	後岡 松岡 祥峰	片岡四区 内田 隆	片岡四区 内田 隆						
高塩	石塚 明	泉 吉沢 正光	梶ヶ沢 阿久津 誠	コリーナ矢板 戸井 出琉	コリーナ矢板 戸井 出琉						
倉掛	君島 栄作	上太田 小川 安彦	安沢 日下田俊夫								
合会	鈴木 秀夫	東泉 高瀬 龍一	越畑 植木 好子								
片俣	大柿 秀夫	長井 手塚 鉄雄	東乙畑 沼野 芳一								

- 【感謝状受賞者(勤続年数4年)】  
 ・高田 常雄氏(矢板二区) ・吹上 秀男氏(下伊佐野)  
 ・山内 守氏(ハッピーハイランド矢板)  
 ・深井 雅晴氏(西乙畑) ・山口 久氏(下大槻)
- 【感謝状受賞者(勤続年数6年)】  
 ・青山 敏之氏(矢板六区) ・関塚 利幸氏(針生)
- 【感謝状受賞者(勤続年数8年)】  
 ・秋葉 充氏(矢板五区) ・羽田 榮氏(高原)

[敬称略]

## 第26回参議院議員通常選挙に関するお知らせ

7月25日の任期満了に伴う参議院議員通常選挙が7月に行われる予定となっています。今回の選挙から以下の点が変更となりますので、ご注意ください。

- ①投票所の閉鎖時刻が1時間繰り上げとなります。  
**【変更後の投票時間】**

### 午前7時～午後7時

※期日前投票の投票時間は変更ありません。  
 (午前8時30分～午後8時)

問い合わせ/選挙管理委員会事務局 ☎(43)6219

- ②投票所が変更になります。  
 変更となる投票所は、下記のとおりです。

該当する地域	変更前の投票所	変更後の投票所
土屋	土屋公民館	農村環境改善センター
沢、成田、豊田	豊田小学校	旧長井小学校
長井(字弓張、高原)	高原自治公民館	旧長井小学校
山田	山田農林漁家婦人活動促進センター(山田公民館)	基幹集落センター(泉公民館)
大槻(2317番地～2320番地を除く)	大槻地区多目的集会所(大槻公民館)	乙畑小学校

※詳細については、郵送される投票所入場券に記載するほか、市ホームページでも随時お知らせします。

## 市で行っている広聴事業について紹介します

市では、市民の皆さんからご意見やご提案をいただき、よりよい市政運営を行うために、さまざまな広聴事業を行っています。ぜひ、ご利用ください。

### ●やいた未来づくり座談会

市民の皆さんからの要望を受けて開催します。市民の皆さんが決めたテーマに沿って、市長と意見交換を行います。※事前に申請が必要です。

### ●市政への手紙

専用紙を投函することで、市に意見を届けることができます。専用紙は、矢板・泉・片岡公民館、図書館、きずな館、生涯学習館、市民課窓口を設置しています。

### ●市政へのご意見

市ホームページトップ画面の「市長の部屋」から「市政へのご意見」を選択し、専用メールフォームより意見を送ることができます。

問い合わせ/秘書広報課 ☎(43)3764

## 募集 防災行政無線戸別受信機を無償で貸与します



市では、防災行政無線を使い、定時放送や災害の発生、避難情報などの放送をしていますが、豪雨の際に音がかき消されたり、防音対策がされている住宅では聞こえにくいことがあります。そのような場合に備え、市では放送を屋内で受信することができる戸別受信機を無償で貸与します。

### 戸別受信機とは...

市内に設置された防災行政無線のスピーカーから流れる放送が、家の中でも聞くことができる受信機です。通常はAC電源を使用しますが、停電時には電池でも使用できます。

### 貸与対象/

- ・市内に住所を有していること
- ・防災行政無線の屋内での聴取が困難な世帯または学校、病院、福祉施設、店舗、事務所その他の事業所であること

申請方法/貸与を希望される方は、申請書に必要事項を記入し、生活環境課まで提出してください。申請書は、生活環境課窓口または市ホームページからダウンロードできます。

### そのほか/

- ・貸与台数は、1世帯または1施設につき1台とします。
- ・戸別受信機の使用による電気料金および電池の費用は使用者負担となります。
- ・電波の感度がよくない場合は、市が必要に応じて外部アンテナの取付工事を行います。

申請・問い合わせ/生活環境課 ☎(43)1114

## 最大20,000円相当のポイントバック！マイナポイント第2弾が始まりました！！

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申し込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をする、そのサービスで、ご利用金額の25%分のポイントがもらえるしくみです。

マイナポイント第2弾では、次の3種類合計で最大20,000円相当のポイントをもらうことができます。

### 【申込開始時期：令和4年1月1日から】

- ①マイナンバーカードを取得済みで、マイナポイント第1弾(令和3年12月末まで)に申し込んでいない方に最大5,000円相当のポイント

### 【申込開始時期：令和4年6月開始予定】

- ②マイナンバーカードを健康保険証として利用申し込みを行った方(既に申し込みを行った方も含む)に7,500円相当のポイント  
 ③公金受取口座の登録を行った方(既に登録を行った方も含む)に7,500円相当のポイント

対象者/9月30日(金)までにマイナンバーカードを申請された方

申込期限/令和5年2月28日(火)

問い合わせ/市民課 ☎(43)1117



### マイナンバーカード休日窓口(要予約)

平日にマイナンバーカードの申請や受け取り・更新が困難な方のために、休日窓口を開設します。

ご希望の方は開設日の2日前までに、予約サイトまたは電話で予約をしてください。

日時/6月18日(土)、7月16日(土) 9:00～12:00

※申請の際は、本人確認書類と通知カードを必ずお持ちください。





## 国民健康保険被保険者証の送付方法について

現在使用している国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、7月31日（日）です。7月中旬に保険証を送付しますので、8月から新しい保険証で受診してください。

保険証は、世帯ごとに**普通郵便**で送付しますが、簡易書留郵便での送付を希望される方は、6月24日（金）までに健康増進課へご連絡ください。  
問い合わせ／健康増進課 ☎（43）1118

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ 1カ月の医療費の負担が高額な方

以下に該当し、国民健康保険限度額認定証の有効期限が切れる方、後期高齢者医療限度額認定証をお持ちでない方は、健康増進課へ申請してください。

加入保険	該当者	手続きに必要なもの
国民健康保険	70歳未満の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・同じ世帯以外の方が来る場合は委任状</li> <li>・窓口に来る方の身分証明書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上75歳未満で①または②に該当する方</li> <li>①所得区分が現役並み所得者Ⅰ（※1）またはⅡ（※2）に該当する方</li> <li>②世帯内の国保加入者全員が住民税非課税の方</li> </ul>	
後期高齢者医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得区分が現役並み所得者Ⅰ（※1）またはⅡ（※2）に該当する方</li> <li>・世帯の全員が住民税非課税の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・本人以外の方が窓口に来る場合は委任状</li> <li>・窓口に来る方の身分証明書</li> </ul>

「限度額認定証」を医療機関に提示すると、自己負担割合（3割、2割、1割）ではなく、自己負担限度額（※3）までの支払いで済みます。ただし、「限度額認定証」を提示せずに自己負担限度額以上を支払った場合は、高額療養費として後から費用が戻ります。  
※1 現役並み所得者のうち、課税所得が145万円以上380万円未満の方  
※2 現役並み所得者のうち、課税所得が380万円以上690万円未満の方  
※3 所得によって、外来または入院、1人あたり、または世帯ごとに1カ月あたり負担する上限額

- 国民健康保険加入者  
高齢受給者（70歳以上75歳未満）で住民税非課税世帯の方や現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方、70歳未満で現在「限度額認定証」の交付を受けている方の申請を受け付けています。
- 後期高齢者医療保険加入者  
今まで「限度額認定証」の交付を受けたことがあり、令和4年度も該当する方には、7月下旬に新しい保険証と一緒に送付します。  
申請・問い合わせ／健康増進課 ☎（43）1118

## 65～74歳で一定の障がいのある方は 後期高齢者医療制度に加入できます

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度ですが、一定の障がいがある方については65歳から加入することができます。該当する方は、健康増進課にご相談ください。  
※すでに加入している方は、手続きの必要はありません。後期高齢者医療制度に加入すると／  
・今まで加入していた医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合、国保組合など）をやめることになり、家族の医療保険が変更になる場合があります。  
・後期高齢者医療の保険料を負担していただきます。  
・医療機関窓口での負担が1割になります。（所得の多い方は3割）  
※令和4年10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

- 該当する障がいの程度／
- ①身体障害者手帳
    - 1級、2級、3級の方
    - 4級のうち、音声機能・言語機能障がいの方、下肢障がい（F41・F43・F44）の方
  - ②精神障害者保健福祉手帳…1級、2級の方
  - ③療育手帳…A1、A2の方
- 手続きに必要なもの／
- ①身体障害者手帳など、障がいの程度がわかるもの
  - ②現在加入している医療保険証など
  - ③窓口に来る方の身分証明書
- 問い合わせ／健康増進課 ☎（43）1118

## 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業 保健師・看護師が訪問相談を実施します

75歳以上の対象となる方に、低栄養・口腔機能低下・糖尿病重症化予防・健康確認を行うため、保健師・看護師などが訪問相談を実施しています。

- 低栄養  
食事がとれない、食欲がない、体重が減るなどの理由により筋肉量や体力が低下すると、転倒や骨折など要介護の原因の一つとなります。
- 口腔機能低下  
固いものが食べにくくなる、お茶や汁物でむせるなど、お口の働きが低下すると誤嚥性肺炎などの原因となります。お口の健康などについて相談させていただきます。

- 糖尿病重症化予防  
糖尿病で怖いのは血管の障害で起こる「合併症」です。人工透析の予防などを目的として、かかりつけ医の指示のもと食事や生活習慣の相談をさせていただきます。
  - 健康確認  
昨年度中に健診や医療機関の受診がなく、かつ、今年度の元気度チェック（アンケート）の回答がない方の健康状態の確認をさせていただきます。
- 問い合わせ／  
健康増進課 ☎（43）1118  
高齢対策課 ☎（43）3896



## 令和4年6月から児童手当制度が変わりました

令和4年6月から以下のとおり児童手当制度の一部が変わりました。  
【1】現況届の提出が原則不要となります（一部の受給者を除く）  
現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認するものです。これまで、すべての人に現況届の提出をお願いしていましたが、6月以降は一部の方を除き現況届の提出が不要となります。  
【現況届の提出が必要な方】  
・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している方  
・支給要件児童の戸籍や住民票がない方  
・離婚協議中で配偶者と別居している方  
・未成年後見人、施設などの受給者  
・そのほか、市から提出の案内があった方  
※該当者には、6月ごろ案内を送付します。

【2】特例給付の支給に係る所得上限額が新設されます  
現在、受給者の所得に応じた手当てを支給していますが、今回の改正で新たに定められる所得上限限度額を超える場合は手当てが支給されません。  
【手当支給額】  
・所得が表①未満の場合、児童手当（月額15,000円または10,000円）を支給  
・所得が表①以上②未満の場合、特例給付（月額5,000円）を支給  
・所得が表②以上の場合、児童手当などは支給されません  
※児童手当などが支給されなくなったあと、所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要です。  
問い合わせ／  
子ども課 ☎（44）3600



### ●児童手当所得制限限度額表

所得制限限度額：表①

扶養親族の数	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1,002.0
5人	812.0	1,040.0

②所得上限限度額（新設）：表②

扶養親族の数	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	858.0	1,071.0
1人	896.0	1,124.0
2人	934.0	1,162.0
3人	972.0	1,200.0
4人	1,010.0	1,238.0
5人	1,048.0	1,276.0

### 住まいのリフォームから 細かな修理、修繕までお任せください!!

- 蛇口の交換
- 流し・排水のつまり
- シャワーヘッドの交換
- 換気扇交換
- 畳替え・襖張り替え
- 水回りリフォーム etc

お見積りは**無料**です。  
お気軽にご相談ください。

県北唯一認定 **TOTO**リモデルクラブ店  
総合エネルギー（電気・ガス）&リフォーム

## 岩手株式会社 スミスケ

矢板市針生71-3 ☎0287-43-0220  
フリーダイヤル0120-82-5541  
矢板市商工会会員・矢板市上下水道指定工事店



## 募集 とちぎ結婚支援センター登録制度について

新たな出会いの機会を提供するとちぎ未来クラブによる「とちぎ結婚支援センター」の登録料の一部を助成します。  
**対象者**／次のすべての要件を満たす方  
 ・市内に住所を有している方  
 ・令和4年4月1日以降にセンターに登録している方  
 ・センター登録時に、45歳以下の未婚者の方  
 ・市税を滞納していない方  
 ・婚姻後に継続して市内に居住する意思を有すると認められる方

**登録料**／10,000円（登録期間は2年間）  
**補助金額**／補助対象経費の2分の1  
 ※補助対象者1人につき限度額5,000円  
**申請に必要なもの**／  
 ・補助金等交付申請書  
 ・センター会員証の写し  
 ・センターの入会登録料の領収書の写し  
**申込・問い合わせ**／子ども課 ☎（44）3600

## 不妊治療費の助成について

市では、不妊治療（人工授精・体外受精・顕微授精）を受けている方の経済的負担軽減を図るため、保険適用外の治療費の一部を助成していましたが、令和4年4月から保険適用に伴い令和4年3月31日までに終了した治療をもって終了します。

ただし、令和3年度以前に開始され、令和4年度中に終了した年度またぎの治療は、経過措置として引き続き助成を実施します。（県の特定治療支援事業に該当するもの）

**対象**／次のすべてに該当する方（ご夫婦とも）  
 ・人工授精、体外受精、顕微授精のいずれかの治療を受けた方（体外受精、顕微授精については県の助成を受けている方）  
 ・本市に申請日の前日から起算して1年以上住民登録のある方  
 ・市税を滞納していない方  
 ・各種医療保険の被保険者、または被扶養者である方  
 ・その他、市の交付要綱に定める要件をすべて満たす方  
**助成金額**／申請1回につき上限10万円

**助成回数**／  
 妻の年齢によって、助成を受けられる回数が異なります。

妻の年齢（助成を受けた初回治療開始時）	助成回数
40歳未満	通算6回まで
40～42歳	通算3回まで
43歳以上	助成対象外

※助成回数は、対象治療すべてを通算した回数です。  
 ※通算助成回数に達していない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成の対象になりません。  
**申請期限**／令和3年度中に終了した治療に関しては、令和5年3月31日までにになります。上限回数までの助成が可能です。申請がお済みでない場合は、お手元の領収書などをご確認のうえ手続きをしてください。  
**その他**／栃木県の助成制度は、原則廃止となります。ただし、年度またぎの治療は、1回に限り助成が可能です。詳細については、県北健康福祉センター ☎（22）2259にお問い合わせください。不妊治療の保険適用などに係る最新情報や資料は、厚生労働省のホームページに掲載されています。  
**申請・問い合わせ**／子ども課 ☎（44）3600



詳しくはこちら

## 犬・猫の飼い主の皆さんへ

ルールやマナーを守り、地域の皆さんが安心して生活できる環境づくりにご協力ください。

- ①適正なしつけ**  
「鳴き声」「におい」「フン」などによって、近隣に迷惑が掛からないようにしてください。
- ②所有者の明示**  
迷子にならないよう配慮し、仮に迷子になったときのために所有者をはっきりさせましょう。（首輪に記載するなど）また、大切なペットが交通事故に遭わないように、犬の散歩時は必ずリード（引き綱）を付け、**猫は室内飼いに努めてください。**
- ③不妊手術の実施**  
望まない繁殖は避けるようにしましょう。  
※市では避妊・去勢手術補助金制度を設けています。

**④終生飼養**  
最後まで飼い主としての責任をもって飼いましょう。動物を捨てることは犯罪となります。

- 無責任にエサだけを与えることはやめましょう！エサを与える行為は「飼い主」とみなされ、終生飼養の責任が生じます。
- 猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」により守られているため、市などでは捕獲や処分をすることができません。
- もし飼い犬・猫が迷子になったら…  
栃木県動物愛護指導センター  
☎028（684）5458までご連絡ください。

**問い合わせ**／生活環境課 ☎（43）6755

## 下水道への接続のお願い

令和4年度 下水道推進標語

げすいどう めぐりめぐって またあおう！



- ①きれいなまちに**  
家庭などからの汚水が下水道管に流れるので、家の周りに汚水がたまりません。そのため、ハエや蚊の発生・悪臭を防ぎ、水路の水質が改善されます。
- ②美しい自然に**  
汚水を浄化してから放流するので、きれいな川や海を守ることができます。
- ③さわやかな生活に**  
トイレを水洗化することで、清潔でさわやかな生活を送ることができます。

**Q：下水道に接続したいのですが、どうすればいいの？**  
**A：**ご自宅の敷地に隣接する道路に下水道管が通っている場合は、接続して家庭などの生活雑排水を流すことができます。工事や見積り等の請求は、市ホームページに掲載されている矢板市排水設備指定工事店に直接依頼してください。  
**Q：下水道が整備されました。いつまでに接続工事をすればいいの？**  
**A：**下水道が使えるようになったら、遅滞なく（約1年以内）、くみ取り便所の場合は3年以内に水洗トイレに改造をしなければならないと下水道法に定められています。

1日も早い下水道への接続をお願いします。  
**問い合わせ**／下水道課 ☎（43）6214



詳しくはこちら

## 募集 有害獣侵入防止柵設置補助金 狩猟免許取得・猟友会加入補助金

市では、鳥獣による農作物被害対策のため、各種補助金制度を設けています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

補助金名	対象	補助額・条件など	申請期限
有害獣侵入防止柵設置補助金	10アール以上の農地に侵入防止柵を設置する方	・設置費用の1/2以内（上限10万円） ・農地1カ所につき1回限り ・設置後、適正に管理、利用できる方	事前申請 （資料などを購入する前に申請してください）
狩猟免許取得補助金	わな猟や銃猟などの狩猟免許を取得し、市内の猟友会に加入した方	・狩猟免許取得費用の一部（上限1万円） ※狩猟免許の種類ごとに申請可能	狩猟免許取得後または猟友会加入後3カ月以内
猟友会加入補助金		・猟友会加入費用の一部（上限3万円） ・1人1回限り	猟友会加入後3カ月以内

※いずれの補助金も、市内在住で市税などに未納がない方  
**申請・問い合わせ**／農林課 ☎（43）6210

## 漏水調査を実施中です

市では、水道管の漏水対策として、今年度も漏水調査を実施しています。場合により、昼間の時間帯に宅地内への立ち入りが必要になることがありますので、その際にご協力をお願いします。  
**期間**／令和5年3月31日まで  
**場所**／市内各所  
**委託会社**／吉川水道サービス(株)  
 ※調査期間中、調査員は「漏水調査員」の腕章を付けています。  
 ※この調査により、委託業者が費用を請求することはありません。  
**問い合わせ**／水道課 ☎（44）1511

- 【昼間戸別調査】**
- ・漏水探知器による路面調査
  - ・各戸メーターボックス内の音聴調査



- 【夜間路上調査】**
- ・道路上にある水道管のバルブ・消火栓を操作して調査





## 道路に張り出した樹木は切りましょう



あなたの土地の樹木が道路に倒れる、または張り出したり枝が落ちたりして、歩行者などの通行の妨げとなっていないですか？

樹木が倒れる、または枝が落ちることで、通行人がけがをしたり、車を破損したりすると、民法の不法行為となり、相手から損害賠償を請求されることがあります。このようなトラブルにならないよう、樹木の適正な管理をお願いします。

### ご存じですか？建築限界

建築限界とは、道路の交通を妨げないよう、建築物の設置や樹木などを制限する範囲のことです。



一般的な車道や路肩では高さ4.5m以上の確保が必要です

歩道上では高さ2.5m以上の確保が必要です

次のような行為は道路法で禁止されています。

- みだりに道路を傷つけたり汚したりすること
- みだりに道路に土や石・竹木などを堆積する、または、道路上で交通を妨げるような行為をすること

禁止行為に当たる場合、道路管理者から樹木の移転や伐採命令を受けることがあります。また悪質な違反には、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されることがあります。道路に関してご不明な点がございましたら、各道路管理者までお問い合わせください。

道路	道路管理者
国道4号	宇都宮国道事務所矢板出張所 ☎(44)0461
国道461号・県道	矢板土木事務所保全部 ☎(44)2186
それ以外の道路	矢板市建設課 ☎(43)6212

問い合わせ/建設課 ☎(43)6212

## 舗装修繕工事を実施します

舗装の老朽化対策や防災・減災対策の一環として下記2カ所の補修工事を実施します。通行の支障となる場合もあるかと思いますが、ご協力をお願いします。

- ①市道長井・幸岡1号線、市道片俣・塩田2号線



工事期間/6月上旬～9月中旬

問い合わせ/建設課 ☎(43)6212

- ②市道鹿島町・矢板3号線



## 現況図面を公開します

矢板中央高校南側の扇町一丁目・二丁目は地図混雑地域のため、現況図面を作成しました。

該当範囲の地籍調査を実施する場合は、この図面を基礎として行います。閲覧はどなたでもできますので、ご確認をお願いします。

閲覧日時/随時 ※土・日・祝日を除く

閲覧方法/地籍調査課で閲覧

問い合わせ/地籍調査課 ☎(43)3062

【扇町一丁目・二丁目】



## 募集 木造住宅の耐震化に係る補助金

市民の皆さんの安心・安全な住まいづくりを支援するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修などに対する補助事業を実施しています。

- 木造住宅耐震診断補助制度  
専門家による耐震診断を受けたい方に対し、診断にかかる費用の一部を補助します。
- 木造住宅耐震改修等補助制度  
専門家による耐震診断を受けた結果、耐震改修などが必要と診断された方に対し、耐震改修または耐震建替にかかる費用の一部を補助します。

補助対象となる住宅/下記の①～④を満たす住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築された住宅、または同年5月31日以前に建築された住宅で同年6月1日以降に過半未満(半半未満)の増築をした住宅
- 地上2階建て以下の在来軸組工法により建築された住宅
- 賃貸を目的としない住宅(※ただし、「矢板市空き家バンク制度」の実施要領に基づき、賃貸として登録した物件は補助対象に含まれます。)
- 省エネ基準に適合する住宅(耐震建替のみ)

補助対象者/

- 補助対象住宅を所有(共有を含む)する個人、または所有者の3親等以内の親族で、当該住宅に居住する方
- この補助金を初めて受ける方
- 国税、県税および市税を滞納していない方

補助金額/

	費用の内容	補助率	限度額
耐震診断に要する費用	耐震診断に要する費用	2/3	64,000円
	耐震改修に要する費用	4/5	1,000,000円
耐震改修等に要する費用	耐震建替に要する費用		
		耐震建替において、県産出木材を10㎡以上使用する場合の加算額	

※詳しくは、市ホームページ(トップページ>>暮らし>手続き>住宅>木造住宅の耐震化への支援について(補助制度))をご覧ください。

申込・問い合わせ/建設課 ☎(43)6212

## 募集 市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居者

市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居者を募集しています。所得基準など、入居には条件がありますので、お問い合わせください。

申込・問い合わせ/  
施設管理公社 ☎(43)4620

【市営住宅】

場所	建築年度	構造	家賃	間取り	シャワー	湯沸器	倉庫	共益費等	駐輪場	駐車場
上太田	H19	4F	13,500～39,200円	1DK～3LDK(エレベーター有)	○	○	○	○	○	1台のみ2,000円
石関	H1～3	3F	18,100～29,600円	3DK	△	△	○	○	○	1台のみ2,500円
乙畑	H5～10	3F	22,500～34,800円	3DK	△	△	○	○	○	1台のみ2,500円

【特定公共賃貸住宅】

場所	建築年度	構造	家賃	間取り	シャワー	湯沸器	倉庫	共益費等	駐輪場	駐車場
乙畑	H8	3F	50,000円	3DK	○	△	○	○	○	1台のみ2,500円

※上太田の一部および単身者の部屋は、現在満室のため予約待ちとなります。 ※△:自費での設置が可能です。

ご先祖様を想い、大切な人なのに逝ってしまった彼方を思って、ステキなお墓を造りませんか。

# 石のトータルプランナー

## 石のことならおまかせください

(有)津久井石材店  
TEL 0287-48-0347  
FAX 0287-48-3271

※御戒名彫りも致します



## 募集 とちぎ材の家づくり支援事業



詳しくはこちら

県では、県内において自ら居住するために補助要件を満たす木造住宅の新築・増改築を行う建築主に助成する事業を実施しています。

### 【矢板市新築住宅木材需要拡大事業補助金】

矢板市内で、補助要件（新築住宅の延床面積が75㎡以上で、使用木材材積の55%以上が矢板市産材など）を満たす木造住宅を建築する場合、1戸あたり20万円を補助します。

※とちぎ材の家づくり支援事業と併用可能です。

申請・問い合わせ／市農林課 ☎（43）6210

対象／県産木材を一定量以上使用して、新築または増改築を行う住宅建築主の方

補助金額／県産木材の使用量に応じて決まります。

・新築：5～40万円 ・増改築：5～15万円

※伝統工芸品などの使用で上乘せ補助あり

申請先／〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277-1

栃木県木材業協同組合連合会

そのほか／補助金の交付を受けるには条件がありますので、詳しくは県ホームページ「とちぎ材を使った家づくり」をご覧ください。

問い合わせ／県環境森林部林業木材産業課

☎028（623）3277

## 募集 露地野菜等生産チャレンジ事業費補助金 ～ねぎ・たまねぎ・さつまいもの作付け～

市では、「儲かる農業」「稼げる農業」を推進するとともに産地化を目指すため、ねぎ・たまねぎ・さつまいもへの稲作からの作付け転換、新規作付けおよび規模拡大にチャレンジする方を対象として、作付けに必要な生産資材や農業機械の購入費用の一部を助成します。



補助対象／

・市内で販売を目的としたねぎ・たまねぎ・さつまいもの作付けにチャレンジする方

・市内に住所のある方または団体

・1作物を5アール以上、事業実施年度から3カ年以上継続的に作付けする方

・市税などに未納のない方

補助金額／

・生産資材（定額）…1作物10アール当たり上限5万円

・農業機械（1/2）…1作物当たり上限100万円

申請方法／作付け前に、農業機械などの見積書をお持ちの上、申請してください。※予算額になり次第、受付終了

申請・問い合わせ／農林課 ☎（43）6210

## 募集 限定300口 緑とつつじの八方高原ふるさと便・お中元便

受付期間／

6月1日（水）～20日（月）

※土・日を除く8：30～17：00

（道の駅やいたは、土・日も申込可能）

発送予定日／7月7日（木）

申込方法／農林課、農業公社、道の駅やいたにある申込書に記入の上、代金を添えてお申し込みください。

ファクス、ホームページからの申し込みも可能です。

※農作物の生育や天候により、発送日・品目が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ／

矢板市ふるさと便推進協議会事務局（農業公社）

☎（43）2650 ㊚（43）2651

㊚ http://www.yaita-nougyoukousya.jp

内容／

### 野菜便

12品目：3,900円 14品目：5,400円

矢板たかはら米、巨峰、りんどう、生しいたけ、みつば、じゃがいも、なす、高原たまご など

### 米便

（矢板たかはら米）

7kg：3,900円 11kg：5,400円

15kg：7,000円

### バーベキュー便

6品目：5,400円

肉（牛・豚）、生しいたけ、ジャンボニンニク、ズッキーニ など

※すべて送料込みの金額です。

（お届け先が北海道・四国・九州の場合は、別途300円、沖縄の場合は別途1,500円がかかります。）

## 募集 令和5年「二十歳のつどい」協力員

みんなの思い出に残る「二十歳のつどい」の開催に向け、熱意ある方を募集します！

協力員の役割／記念事業および当日（令和5年1月8日（日））の運営サポート（誓いの言葉、司会進行など）

※8月から当日までの打ち合わせおよび前日のリハーサル参加をお願いします。

応募資格／令和5年「二十歳のつどい」対象者（平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ）で、「二十歳のつどい」に興味のある方

募集人数／5人程度

申込方法／6月30日（木）までに、電話・ファクス・メールのいずれかでお申し込みください。

※ファクス、メールでお申し込みの際は、件名に「二十歳のつどい協力員」と明記し、名前・住所・電話番号をお知らせください。

申込・問い合わせ／

生涯学習課

☎（43）6218 ㊚（43）4436

㊚ syougaigakusyuka@city.yaita.tochigi.jp

## 募集 環境文化都市やいた創造会議会員



Facebook

地域の隠れた資源を再発見し、楽しく活用するため、活動に協力していただける方を募集しています。大学など地域外の方とも協働しながら、よりよい地域づくりに取り組みませんか？



主な活動内容／環境保全啓発活動、地球温暖化防止活動、リサイクル活動など、これらの活動を推進するためのさまざまなイベントの実施

求める人物像／

・18歳以上で自然が好きの方、健康な方

・地域づくり、環境づくりに関わりたい方

申込方法／氏名・電話番号を記載の上、メールでお申し込みください。

申込・問い合わせ／

環境文化都市やいた創造会議事務局（生活環境課）

☎（43）6755 ㊚ foryaita@gmail.com

## 募集 矢板市都市計画マスタープラン策定委員

平成25年に策定した矢板市都市計画マスタープランを見直し策定するため、策定委員会の委員を公募します。

募集人数／2人程度

募集期間／6月10日（金）～24日（金）

任期／令和4年度末頃の見直し策定まで

応募資格／市内在住の20歳以上の方 ※選考のうえ決定

応募方法／応募用紙に必要事項を記入し、直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・メールのいずれかでお送りください。応募用紙は都市整備課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

そのほか／

・報酬、交通費などの支給はありません。

・会議は2回程度開催します。

・応募の際に寄せられた個人情報、本事業以外に使用することはありません。

応募・問い合わせ／

〒329-2192（住所不要）矢板市都市整備課

☎（43）6213 ㊚（43）9790

㊚ toshikeikaku@city.yaita.tochigi.jp

## 募集 (公財) 矢板市育英会への寄附

(公財) 矢板市育英会は、健全な心を有し、学業に優れ、かつ身体が強健でありながら、経済的理由により就学困難な方に奨学金を貸与・給付し、将来、社会に貢献しうる有能な人材の育成にあたっています。

奨学金は、寄附金および奨学資金返還金などにより事業を実施しています。この事業をご理解いただき、夢と希望の実現のため勉学に燃える奨学生が自立し、自ら学ぶ環境を築けるよう、1人でも多くの方々のご支援をお願いします。

※貸与奨学金は、本市出身で高校、高等専門学校、または大学に在学する学生に貸与しています。

※給付奨学金は、高等専門学校、または大学に進学する学生に一時金を給付しています。

※寄附による税制上の優遇措置を受けることができます。

問い合わせ／(公財) 矢板市育英会（教育総務課）

☎（43）6217



## 募集 縁ジョイ講座～趣味と仲間づくり～

ボランティア講師が行う講座です。楽しく交流をしながら、新しい趣味や仲間づくりを行ってみませんか。また、講座で行ったことを地域の活動で活かしてみませんか。  
**場所**／きずな館  
**対象**／市内在住の方  
**定員**／10人程度  
 ※申込多数の場合、受講したことがない方を優先します。  
**参加費**／講座の内容によって、材料費は自己負担となります。  
**申込方法**／参加希望講座の前月1～15日（土・日・祝日の場合は翌週月曜日）までに、電話でお申し込みください。

日にち・内容／

	日にち	内容
①	7月6日(水)	苔だまづくり
②	8月3日(水)	万華鏡づくり
③	9月5日(月)	一輪挿しタペストリーづくり
④	10月7日(金)	エコバック入れづくり
⑤	11月11日(金)	クリスマスリースづくり
⑥	12月22日(木)	ミニ門松づくり

※詳細は、前月に社会福祉協議会のホームページやチラシでお知らせします。

**申込・問い合わせ**／  
 社会福祉協議会 ☎(44)3000

## 開催 おたがいさんカフェ(認知症カフェ)

おたがいさんカフェは、認知症の症状がある方やご家族、認知症に不安や悩みを抱える方が、どなたでも自由に参加できる集いの場です。認知症を予防するため、手先を使った制作を季節に合わせて毎月行っています。ぜひご参加ください。



**日時**／金曜日 14:00～16:00

6月17日、7月15日、8月19日、9月16日  
 10月21日、11月18日、12月16日、1月20日  
 2月17日、3月17日

**場所**／café花りんご(末広町7-1)

**参加費**／無料

**問い合わせ**／

高齢対策課 ☎(43)3896



## 募集 助け合い・支え合いのある地域づくり講演会

地域づくりの活動を実践されている方をお招きし、お話を伺います。

**日時**／7月4日(月)  
 14:00～16:00

**場所**／生涯学習館 研修室(1)

**内容**／

【演題】「誰もが人とのかつらぎを感じられる社会を目指して」

【講師】(一社)えんがお代表理事 濱野 将行氏



**対象**／矢板・泉・片岡の第2層協議体参加者または地域づくりに関心のある方

**定員**／60人

**申込方法**／6月24日(金)までに、電話または第2層協議体参加時にお申し込みください。

**申込・問い合わせ**／社会福祉協議会

☎(44)3000

## うちの子「結婚」しないのかしら？ 独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎028-611-3545

結婚相談所 ムスベル

広報やいたに  
 広告掲載  
 しませんか？

①裏表紙限定 60,000円/回 (12cm×17.8cm)  
 ②スタンダード 20,000円/回 (4.1cm×17.8cm)  
 ③気軽にできる 10,000円/回 (4.1cm×8.9cm)

【問い合わせ】秘書広報課 ☎(43)3764

## 募集 とちぎのヘルシーグルメ推進店

【とちぎのヘルシーグルメ推進店とは】

バランスが良い、野菜がたっぷりであるなど、健康に配慮した食事を提供したり、料理の栄養成分を表示したりすることにより、外食や弁当などを利用される方が自分に合った食事を選択して、健康的な食生活を送ることができるよう応援するお店のことです。

【とちぎのヘルシーグルメ推進店になると】

・登録後配布されるステッカーを店頭に掲示することにより、健康に配慮した食事や栄養成分などの健康情報を提供していることを利用者にPRできます。

・登録店の情報は、県の健康づくり専用サイト「健康長寿とちぎWEB」などに随時公表されます。

**登録方法**／

登録申請書を県北健康福祉センターに直接ご提出ください。  
 ※登録申請書は市健康増進課でも配布しています。

**その他**／

登録の対象店舗、具体的な取組内容については「健康長寿とちぎWEB」をご覧ください。

**問い合わせ**／

県北健康福祉センター ☎(22)2679

市健康増進課 ☎(43)1118



## 募集 大人の遠足「草木染を楽しもう」

草木染めは、身近な果物や植物など自然の素材を使って染色します。体験を通して、ものづくりや自然の色を楽しみましょう。

**日時**／7月30日(土) 9:30～12:00

**場所**／矢板公民館 調理室

**内容**／

マリーゴールドを使ってストールを染めます。



**定員**／10人

※申込多数の場合は抽選。抽選結果は、ハガキにてお知らせします。

**参加費**／1,900円 ※ストール(45×150cm)1枚分

**講師**／草木染教室の皆さん

**持ち物**／エプロン、タオル、台所用ゴム手袋、布手袋または軍手

**申込方法**／6月22日(水)までに電話または直接、お申し込みください。

**申込・問い合わせ**／  
 矢板公民館 ☎(43)0469 \*月曜・祝日休館



## 募集 自遊時在 男のこだわり講座～簡単ティラミス作り

お菓子作り未経験の方も大歓迎です。お気軽にお申し込みください。

**日時**／7月3日(日) 10:00～12:00

**場所**／矢板公民館 調理室

**内容**／2種類のティラミスを作ります。 ※試食なし

**定員**／10人 男性優先、女性も可 \*先着順

**参加費**／1,500円(カップ6個分)

**講師**／和気 桃子先生

**持ち物**／エプロン、三角巾、手拭タオル、ゴムべら、泡だて器、筆記用具、持ち帰り用の箱など

※お持ちの方はハンドミキサー  
**申込方法**／6月21日(火)までに電話でお申し込みください。

**申込・問い合わせ**／  
 矢板公民館

☎(43)0469 \*月曜・祝日休館



## 募集 矢板運動公園プール監視員

**雇用期間**／7月3日(日)～8月23日(火)

**開設期間**／7月21日(木)～8月21日(日)

**勤務時間**／8:30～16:30

※天候により不規則になる場合があります。

**勤務内容**／監視、受付、清掃

**応募資格**／・期間内で15日以上勤務できる方

・高校生以上の学生または18歳以上の方

・健康に自信があり、水泳のできる方

**募集人数**／男女各8人程度

**賃金**／一般・大学 日給7,140円、高校生 日給6,580円

**申込方法**／6月26日(日)までに、施設管理公社にある申込書で、お申し込みください。

**申込・問い合わせ**／施設管理公社(きずな館内)

☎(43)4620





## 募集 いちご一会とちぎ国体 矢板市の炬火名

炬火は、オリンピックでいう聖火にあたるもので、国体期間中の選手たちを見守る国体のシンボルになるものです。国体を盛り上げるため、「矢板らしさ」のある素敵な炬火名を募集します。

募集期間／6月1日(水)～22日(水)

対象／市内在住の方

応募の決まり／

- ・「矢板らしさ」があふれる素敵な炬火名であること
- ・「〇〇〇〇の火」とし、文字数が20文字以内であること
- ※「の火」は20文字に含む。
- ・応募は1人1点とし、自作のもので未発表のものであること

賞および商品／

入賞者(最優秀賞・優秀賞)には、後日行われる表彰式で賞状および賞品を贈呈します。



詳しくはこちら

応募方法／次のいずれかの方法で応募してください。

- ・応募用紙に必要事項を記入し、直接お持ちいただくか、郵送、ファクスまたはメールでお送りください。
- ・インターネットの特設サイトに進み、必要事項を入力し、応募してください。

選考および発表／

- ・市実行委員会において審査し、最優秀賞1点、優秀賞2点を決定します。
- ・最優秀賞、優秀賞については、命名者の氏名、年齢などを公表させていただきます。

※そのほかの方については、応募の際に寄せられた個人情報公表しません。

そのほか／応募用紙は、国体・スポーツ局窓口または特設サイトにあります。応募作品は返却しません。

応募・問い合わせ／国体・スポーツ局 \*生涯学習課取次扱

☎ (43) 6218 FAX (43) 4436

✉ sports@city.yaita.tochigi.jp



## 募集 市内事業者・企業の皆さまへ ふるさと納税の返礼品について

市では、ふるさと納税制度により本市へ寄附いただいた、市外にお住いの方に、お礼の品として「返礼品」を贈呈し、地元特産品などのPRを実施しています。

特産品を通じて市の魅力のPRや地域経済の活性化を目的に、新たなふるさと納税返礼品を募集します！

事業者の要件／

市内に本店、支店または生産・製造に関する施設などを有している事業者

事業者のメリット／

- ・返礼品の商品代だけでなく、各種ふるさと納税サイトへの掲載手数料、送料を市が全額負担します。
- ・返礼品の商品を、全国の方がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品のPRにもつながります。

返礼品の要件／

- ・市出身者には、ふるさとを懐かしんでいただけるようなもの、また、本市出身者以外の方に対しては、本市のPRにつながるような商品であること(物品ではなく、市内での体験を促す商品も可能です)
- ・総務大臣が定める基準(地場産品基準)に適合するものであること

受付期間／随時募集しています。

申込・問い合わせ／総合政策課

☎ (43) 1112

✉ seisaku@city.yaita.tochigi.jp



おんしん価格

椿の花斎苑

### 家族葬・一般葬

※少人数のお葬式には、家族葬専門の「矢板ホール」をおすすめします。

少人数～15名様くらいがちょうどいい式場です。

※ゆったり式場「椿の花斎苑」は、家族葬、一般葬ができる式場です。

ワンフロアで家族葬・一般葬。(左写真)

お葬式のご相談賜ります(無料)

小さな葬儀社 (株)  
矢板市片岡1913-25  
電話 0287(48)6785

